

## 消費者契約の特別管轄 —民訴法3条の4、3条の7を中心に—

金彦叔  
文京学院大学教授

### はじめに

- 1 改正民訴法施行後の裁判例の主な争点
- 2 規定の検討—比較法的観点から
- 3 その他の検討事項

おわりに

### はじめに

平成23年改正民事訴訟法（以下、「改正民訴法」と略称する）は、国際裁判管轄と関連して、消費者契約における当事者間の力関係を考慮し消費者保護のための特別管轄規定を設けている。すなわち、消費者契約の特別管轄として、改正民訴法3条の4は、消費者から事業者に対してなされる訴えは、訴えの提起時に消費者の住所が日本国内にあるとき、又は契約締結時に消費者の住所が日本にあるときには、日本の裁判所に管轄が認められるとして、他方、事業者から日本国内の消費者に対する訴えについては、被告住所地主義の規定が適用され、原則として日本の裁判所に訴えを提起しなければならないとする。

また、消費者契約における管轄合意について、同法3条の7第5項は、消費者の裁判所へのアクセス権を保障するため、「将来において生ずる」消費者契約紛争について、契約締結時点の消費者住所地国に管轄を認める合意を有効な管轄合意として認めている（この合意は、専属的な管轄合意であっても、弱者側の管轄選択の幅を不当に狭めないように、1号かっこ書きにより、消費者側が当該合意を利用する場合を除き、原則として付加的管轄合意とみなされる）。また、消費者が合意に基づき合意された国の裁判所に提訴したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に提訴した場合に消費者が当該合意を援用したとき、当該管轄合意は有効とされる<sup>(1)</sup>。

本稿では、国際裁判管轄立法から 10 年を振り返る意味で、上記の特別管轄規定が、改正民訴法施行後如何に運用されているかを確認し、比較法的な観点から関連規定を検討する。その上で、消費者取引が益々複雑化・多様化する中で、同規定が今後も消費者保護という本来の趣旨や機能を發揮していくかその課題について考えていきたい。まず、改正民訴法施行日後に登場した消費者契約関連事案の裁判例 14 件を取り上げ、そこで問題となった主な争点として、管轄合意の準拠法の問題、専属的管轄合意に関する公序法要件の判断、別件訴訟での管轄に関する意思表示の扱い、消費者契約における訴えの客観的併合の問題を取り上げ検討する（1）。その上で、比較法的な観点から、消費者契約の特別管轄規定について、同規定の実効性等に注目しながら検討を行う。具体的には、同法 3 条の 4 と関連しては、同条の保護を受ける消費者の範囲、事業者の活動の範囲、消費者契約の概念、そして、訴えが提起できる住所地の範囲について、同法 3 条の 7 第 5 項については、管轄合意の有効性の判断の問題や、専属的合意管轄における公序法要件を改正民訴法の下で如何に扱うかの問題について検討する。これらの検討を踏まえ、消費者保護のための特別管轄規定がはたして消費者保護のために機能し得るのか検討する（2）。最後に、その他の検討事項として、消費者保護のための準拠法ルールとの整合性の問題や、外国判決の承認執行における間接管轄の問題として外国で日本の消費者契約関連判決が承認執行される場合の問題を取り上げ論じる。これらを踏まえ、今後の課題として改正民訴法の下で消費者保護と事業者利益とのバランスを如何に保っていくかの問題と規定の実効性の確保について考える（3）。

## 1 改正民訴法施行後の裁判例の主な争点

### （1）裁判例

改正民訴法の施行日（平成 24 年 4 月 1 日）以後に登場した消費者契約関連事例として、以下の 14 件を取り上げ、検討を進めることとする。

① 東京高判平成 25 年 9 月 18 日（平成 25 年（ネ）第 3187 号）

（原審：東京地判平成 25 年 4 月 19 日）<sup>②</sup>

#### 4 國際私法年報 第 24 号 (2022)

② 東京高判平成 26 年 11 月 17 日判時 2243 号 28 頁<sup>(3)</sup>

(原審：東京地裁平成 26 年 1 月 14 日判時 2217 号 68 頁)

③ 大阪高判平成 26 年 2 月 20 日判時 2225 号 77 頁<sup>(4)</sup>

(原審：大阪地判平成 25 年 2 月 27 日 (平成 23 年(ワ)第 9590 号)

④ 東京地判平成 27 年 1 月 27 日 (平成 26(ワ)8305 号, 2015 WLJPCA 01278021)<sup>(5)</sup>

⑤ 東京地判平成 28 年 3 月 23 日 (平成 27 年(レ)第 1062 号, 2016 WLJPCA 03238031)

(原審：東京簡裁平成 26 年(ハ)33415 号)

⑥ 東京地判平成 29 年 1 月 17 日 (平 28(ワ)31585 号, LEX/DB25538647)

⑦ 東京地判平成 29 年 1 月 19 日 (平成 28 年(ワ)第 29349 号, 2017 WLJPCA 01198012)

⑧ 東京地判平成 29 年 1 月 31 日 (平成 28(ワ)33524 号, LEX/DB 25538954)

⑨ 東京地判平成 29 年 3 月 22 日 (平成 28(ワ)30219 号, 2017 WLJPCA 03228010)

⑩ 東京地判平成 29 年 3 月 30 日 (平成 28(ワ)38168 号, 2017 WLJPCA 03308004)<sup>(6)</sup>

⑪ 東京地判平成 29 年 5 月 25 日 (平成 28(ワ)38168 号, 2017 WLJPCA 05258019)

⑫ 東京地判平成 30 年 7 月 11 日 (平成 30 年(ワ)10465 号, D1-Law 29055036)

⑬ 東京地判平成 30 年 8 月 22 日 (平成 30 年(ワ)5617 号, D1-Law 29053564)

⑭ 東京高判平成 29 年 6 月 29 日 (平成 29(ネ)709 号, 2017 WLJPCA 06296007)<sup>(7)</sup>

(原審：東京地判平 29 年 1 月 13 日 (平 25(ワ)19090 号, D1-Law 29038270))

上記の判例のうち、判例①と②は、改正民訴法施行日前に締結された契約が問題となっていたため、消費者契約の特別管轄規定は適用されていないが、管轄合意が問題となっており、また、判例②の場合は、判例④と、判例⑥から⑬までと同じく米国診療報酬債権（以下、MARS という）を投資対象とする金融商品が問題となったものであるため、本稿の検討の対象とする。

事案の特徴を簡単にみてみると、まず判例①は、スイスの銀行がした株式投資へ勧誘行為が問題となった事例で、裁判所は、チューリヒを専属管轄地とする管轄合意の有効性の準拠法は、法廷地の国際民事訴訟法を意味するとしたうえで、本件管轄合意は、有効であり公序法にも違反しないとしている。判例②は、アメリカネバダ州を専属管轄地とする管轄合意につき、公序法要件に反するとして、無効と判断している<sup>(8)</sup>。また本件では、原告側が主張する特別の事情

による訴えの却下は認められていない。判例③は、日本人と日本法人との間のファンド契約に基づく出資金等の支払請求訴訟で、裁判所は、タイ王国の裁判所を専属管轄裁判所とする管轄合意は、公序法に違反し、無効であると判断している。判例⑤は、カナダでの家事使用人としての就労等に関して仲介業者と締結した契約で日本を合意管轄地とする当事者の合意を裁判所が認めており、当事者もそれについては特に争っていない。

判例④と、判例⑥から⑬までは、すべてMARS関連事例で、アメリカネバダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする管轄合意について、改正民訴法施行日以降に締結された契約については、改正民訴法3条の4第1項、3条7第5項により、本件管轄合意は無効であるとした。その上で、本件出資契約が、同一原告により施行日以前かつ以降にも締約されている場合について、判例④、⑨、⑫、⑬は、訴えの客観的併合（民訴法3条の6）により施行日以降の契約における管轄合意の無効の効力が以前の契約にも及ぶとしている。また、施行日以前に締結された契約について、判例⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬は、公序法要件に違反するとした。さらに、判例④、⑥、⑦、⑧では、アメリカでの別件訴訟における被告側の主張〔日本の裁判所の管轄に同意しているという主張〕と原告らによる本件訴えの提起により、日本の裁判所を管轄裁判所とする旨の合意が成立したと判断している。とくに、判例⑦では、日本の裁判所を管轄裁判所とする付加的管轄合意が成立したと評価している。

一方、判例⑭は、募集型企画旅行に参加した原告らが、旅行企画会社や船舶の所有会社の親会社に対して、債務不履行に基づく損害賠償等を求めた事例で、本件で問題となった運送契約は消費者契約であるが、本件では債務履行地管轄のみ問題とされた。改正民訴法における消費者契約の特別管轄規定は本件では適用されていない。

## （2）主な争点の検討

上記の裁判例で主に問題となった争点として、①管轄合意の準拠法、②公序法要件、③別件訴訟での管轄に関する意思表示の扱い、④訴えの客観的併合の問題を取り上げ検討する。

### ① 管轄合意の準拠法

上記の裁判例の中には、管轄合意の成立・効力の準拠法について言及しているものがある。判例①は、管轄合意の効力・効力の準拠法について、「国際的専属的管轄合意の成立及び効力に関する準拠法は、法廷地たる我が国の国際民事訴訟法を意味すると解するのが相当である」としており、通説の「法廷地国際民事訴訟法説」<sup>(9)</sup>に立っているように見える。

しかしながら、法廷地国際民事訴訟法説とは、通常法廷地国際民事訴訟法独自の見地から合理的に管轄合意の成立・効力につき判断するという立場であり<sup>(10)</sup>、判例①は、判旨の後半のところに、「国際裁判管轄の合意の効力に関する準拠法は法廷地である日本法であると解するのが相当であり……」とし、消費者契約法10条を適用しており、本来の意味での法廷地国際民事訴訟法説に立っているか確かではない。法廷地国際民事訴訟法独自の見地からというよりもむしろ、法廷地法を直接適用しているようにも読めるからである。

管轄合意の有効性の準拠法に関する従来の学説には、①法廷地国際民事訴訟法説、②契約準拠法説、③当事者自治説がある。管轄合意の有効性の問題には、当事者間の合意自体が有効に成立したか否かの実質的成立要件の問題と、管轄地として指定されている法廷地が当該管轄合意を認め、当該事案を取り扱うか否かという問題の2つの側面があると考えられる。上記の従来の学説はあくまでも当事者間の管轄合意自体が有効に成立したかを判断するための準拠法に関するものととらえるべきであろう。判例①では、この点が明確にされていない。

当事者間の管轄合意自体の有効性の準拠法については、上記の①法廷地国際民事訴訟法説が通説とされていたが、最近は、仲裁合意の有効性の準拠法と整合的に考え<sup>(11)</sup>、当事者自治を認めるべきであるという見解が注目されている<sup>(12)</sup>。実際契約において管轄合意の準拠法について当事者が明示的な準拠法指定をする場合は稀であると思われるため、この場合は、主契約の準拠法などを最密接関連地法として考慮すべきであろう<sup>(13)</sup>。

一方、当該管轄合意の成立が認められたあと、管轄地として指定された裁判所が当該事案を取り扱うかの問題は、法廷地の国際裁判管轄ルールの下で判断されることになる。例えば、改正民訴法の下では、同法3条の7における合意

管轄の有効性要件の下で判断されることになる。

なお、改正民訴法が適用されなかった事例では、判例①のように、消費者保護のために、当該管轄合意が消費者契約法10条に違反しないかを判断したものがあるが、改正民訴法の下では消費者保護のための特別管轄規定があるため、管轄合意について法廷地の消費者保護法の適用を判断する実益はなくなったと言える。

## ② 専属的管轄合意に関する公序法要件の判断

特別管轄規定が適用された裁判例の多くが改正民訴法の施行日前に締結された契約については、公序法要件を判断している（判例③、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬）。これらの判例では、公序法要件の発動の判断基準として、a）管轄合意の成立時期の本件金融商品の運用状況、b）証拠の所在、c）応訴の負担（判例③では、原告の負担を考慮<sup>(14)</sup>）、d）別件訴訟での被告の主張、e）消費者と事業者間の衡平を著しく害するか否か（判例⑪）といったものが用いられていた。

公序法要件の判断枠組みは、いわゆるチサダネ号事件判決<sup>(15)</sup>から用いられてきたものである。ここでいう「公序法」の本来の意味は、当事者の意思に関わらず適用される絶対的強行法規を意味し、公序法の潜脱の問題、つまり、我が国の実体法上一定の強行法規が置かれている場合に、それが外国裁判所の管轄合意により潜脱されてしまうことの是非を問題としていた。また、同事件では、公序法の潜脱を目的とする場合のほか、「企業者としての経済的優位を不当に利用し合理的範囲を逸脱してその一方的利益に供するものと判断される場合」に公序に反するとされていた<sup>(16)</sup>。しかしながら、チサダネ号事件以後の下級審では、公序法要件の判断の際に、証拠の所在、外国での訴訟進行の負担などが考慮され、また、公序法という用語の代わりに「公序」や「公の秩序」という用語が使われたりしており、公序法要件の肥大化が問題点として指摘されている<sup>(17)</sup>。上記の裁判例でみられるような判断基準についても、同様な問題を指摘することができよう。

かかる公序法要件は、改正民訴法上明文化されていないが、新法の下でも適用されると解されている<sup>(18)</sup>。もっとも、改正民訴法の下、消費者や労働者と

の管轄合意については特則が設けられたため、公序法違反要件の適用を拡張する必要はなくなったと言えよう。実際、改正民訴法施行後に締結された契約について公序法要件が問題となった事例は見当たらない。

### ③ 別件訴訟での管轄に関する意思表示

改正民訴法が適用されたMARS関連の一連の訴訟では、被告を相手にアメリカで別途クラスアクションが提起されており、被告はこの別件訴訟において、日本の裁判所の管轄に同意しているという主張をしていた。これに対して、判例④、⑥、⑦、⑧では、クラスアクション訴訟の効力が原告らにも及ぶことを前提に、クラスアクション訴訟での被告の主張は、原告らに対する本件訴訟について日本の裁判所を管轄裁判所とすることに合意する旨の意思表示であり、原告らの本件訴訟の提起は被告のかかる意思表示に対する承諾の意思表示であると解し、原告・被告の間には、日本を合意管轄地とする合意が成立したと判断している。これについては、以下の2点から疑問がある。

#### i) クラスアクションの効力

原告による本件の訴訟の提起はクラスからの脱退（opt out）を意味すると解される可能性はないであろうか。そう解されるならば、クラスアクションの効力が原告らにも当然に及ぶとは言えない。

#### ii) 書面性の要件について

上記のチサダネ号最高裁判決は、書面性について「少なくとも当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示的に指定されていて、当事者間における合意の存在と内容が明確であれば足りる」としている。上記の裁判例では、被告の申込みと原告らの承諾をそれぞれ別個の書面とみているようであるが<sup>(19)</sup>、原告らによる本件訴訟の提起で作成された書面が、承諾を意味する別個の書面に当たるか疑問である。管轄合意において書面性を要求する趣旨は、意思の明確化や証拠の確実性を確保するためであることを考えると<sup>(20)</sup>、別件訴訟における被告の主張や原告らの本件訴訟の提起にまで書面性があると判断することは難しいのではないか。

判例⑧以後の判例では、別件訴訟での被告の主張をもって新たな管轄合意が成立したとするものはないが、公序法要件の判断材料の一つとしてアメリカで

の別件訴訟での被告の主張を考慮しているものがある（判例⑩、⑪）。この点、公序法要件の肥大化と関連して疑問に思われる。

#### ④ 訴えの客観的併合について

改正民訴法が適用された裁判例のうち、同一原告により改正民訴法施行日以前かつ以後に同一の内容の消費者契約が締約されていた場合は、施行日以後に締結された契約について改正民訴法が適用され、事業者住所地を管轄地とする管轄合意は無効となり、消費者住所地国である日本の裁判所の管轄に服するもし、施行日以前に締結された契約については、訴えの客観的併合（民訴法3条の6）により同じく日本の裁判所の管轄に服するとしているものがある（判例④、⑨、⑪）。

一般論として、当事者間に専属的管轄合意がある場合の併合管轄については注意を要する。すなわち、当事者間に専属的管轄合意がある場合にも請求間密接関連性さえあれば併合管轄を認めていいかという問題である。一般的に管轄合意がある場合は、当事者の予測可能性や法的安定性の観点からの考慮が必要であるからである。つまり、訴えの併合により実現される利益（訴訟経済の要請）と管轄合意により実現される利益（予測可能性と法的安定性）とを比較して判断する必要があるのである<sup>(21)</sup>。もっとも、消費者の住所地管轄を認めている消費者契約訴訟は、消費者保護の観点から他の管轄との併合管轄の対象にならないというのが一般的な考え方であろう。しかしながら、合意管轄が認められる他の訴訟を消費者住所地管轄に併合することには注意が必要であろう。

訴えの客観的併合を認めた上記の裁判例の場合は、消費者保護の観点からは、結論として特に問題がないと思われる<sup>(22)</sup>。しかしながら、一般論としては、専属的管轄合意があるのに、関連性だけで併合管轄を認めていいのか、また、付加的管轄合意と解され得る場合は、併合管轄を認めていいのかといった側面からの検討が必要であると思われる。もっとも、上記の裁判例の場合は、併合管轄によらずに、改正民訴法施行前の契約については公序法要件だけで判断することもできたと思われる。

## 2 規定の検討—比較法的観点から

### (1) 民訴法3条の4

#### ① 消費者

民訴法3条の4の適用を受ける消費者とは、個人に限られるが、事業としてまたは事業のために契約の当事者となる個人は除かれる。民訴法上の消費者保護は、通則法上の消費者契約の特例と異なり<sup>(23)</sup>、受動的消費者と能動的消費者を区分することなく、すべての消費者がその対象となる。従って、自発的に事業者の住所地に赴いて契約を締結する、いわゆる能動的消費者の場合であっても、同条の保護を受けることになる。

比較法的には、韓国のように国際裁判管轄においても受動的消費者のみ保護する立法例もあるが<sup>(24)</sup>、国際裁判管轄においては能動的消費者も保護しようとするのが最近の動向のようである。たとえば、EUのプラッセルI bis規則の消費者契約の国際裁判管轄に関する17条1項以下の解釈をめぐる最近の判例の動向をみてみると、能動的消費者も保護しようとする傾向にあることがわかる。同規則17条1項(c)は、同条の特別管轄の保護を受けるためには、事業者が消費者の住所地国において職業若しくは事業活動を行うか、または何らかの方法で当該国若しくはその国を含む複数の国に向けてそのような活動を行い、かつ、問題の契約がこの活動の範囲内に入ることを要求している<sup>(25)</sup>。同条の文言は、受動的消費者のみを保護すると解されているローマI規則6条1項と同一である。すなわち、同規則6条1項は、事業者が消費者の常居所地のある国において又はその国に向けて活動をしており、それに基づいて消費者契約が締結された場合を前提としている<sup>(26)</sup>。しかしながら、欧州司法裁判所(ECJ)は、プラッセルI bis規則17条1項(c)における消費者住所地国に「に向けて」活動を行うことの解釈をめぐって、消費者保護の観点から自発的に事業者の場所に赴いて契約を締結した消費者に対しても同規則上の特別管轄の保護を受けるという解釈をしている。たとえば、Mühlleitner事件では、オーストリアの消費者が事業者のあるドイツに赴いて契約をしたケースで、消費者住所地国に「に向けて」行われた活動の結果として締結された契約は隔地的な契約である必

要はないし、消費者住所地管轄を認めている<sup>(27)</sup>。また、Emrek 事件では、ドイツの消費者が知人の紹介でフランスの事業者のところに赴いて契約をしたケースで、消費者の住所地の加盟国に事業者の職業若しくは事業活動を「向け」るために利用されている手段（とりわけインターネット）と消費者との契約の締結の間に因果関係は要求されないとしている<sup>(28)</sup>。同条の消費者住所地国に「向けて」活動を行うことの解釈を消費者保護に傾いた形で広く解釈をしている傾向にあるのである。

日本の民訴法の場合は、事業者の活動内容に限定を加えることなく、能動的消費者までも含めて広く保護しており<sup>(29)</sup>、EU でみられるような解釈の問題は生じさせず、消費者保護により充実していると言える。しかしその反面、事業者の予測可能性を損ない、事業者にとって不都合を伴うことが予想される。そのような場合には、同法 3 条の 9 の特別の事情の判断により、消費者の住所地での裁判を却下するしかないとされる<sup>(30)</sup>。その際に、上記の EU 規則及びその解釈を巡る ECJ の判断が参考される意義はあると思われる。

つぎに、財力のある消費者は、同法 3 条の 4 の保護を受けるかという問題がある。改正民訴法の下では、消費者の財力の有無にかかわらず、同法上の消費者と定義されるかぎり保護を受けると解するのが素直であろう。しかしながら、「弱者」保護という規定の趣旨から「弱者」でない消費者をどこまで保護すべきかという観点からの検討も必要であろう。例えば、同条により消費者の住所地である日本で管轄が認められた場合にも、民訴法 3 条の 9 の特別の事情の判断の際に、例えば、被告である事業者が零細事業者である場合の応訴の負担の観点から、消費者の財力状態が考慮される余地はあるであろう<sup>(31)</sup>。

## ② 事業者

民訴法 3 条の 4 でいう事業者とは、法人その他の社団または財団、そして事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

日本の民訴法は、EU ブラッセル I bis 規則のように<sup>(32)</sup>、事業者の活動内容に限定をおいていないため、事業者の予測可能性の問題が生じ得る。特に、そこまで規模が大きくない電子商取引（EC）事業者の場合、予期せぬ日本の消費者契約の特別管轄規定の適用の対象となり、日本で提訴される可能性を抱え

る。このような場合は、同法 3 条の 9 に頼るしかないであろう。

### ③ 消費者契約

民訴法上の消費者契約の定義は、通則法上の消費者契約の定義と一致しており、これは基本的に日本の消費者契約法（2000 年）2 条 3 項の消費者契約の定義に従ったものである。すなわち、民訴法 3 条の 4 にいう消費者契約とは、消費者と事業者の間で締結される契約のことをいう。このことから民訴法上の消費者契約とは、B2C 契約を主に想定しているがわかる。今後、オンライン出品者から個人が商品を購入するような C2C 契約の場合において、本条を適用し消費者（購入者）保護を図れるか検討の余地がある。この件と関連して、ECJ の判例の中には、C2C 契約の場合、両当事者間で不均衡は契約関係があるとは言えないため、弱者保護のための特別な規定は適用しないとしているのがある<sup>(33)</sup>。また、2019 年 7 月 2 日に採択された「民事商事事件における外国判決の承認執行に関する条約」（以下、判決条約という）<sup>(34)</sup>の場合は、消費者契約における消費者の相手について、営業や職業活動を行う、いわゆる“事業者”に限定していないため、C2C 契約も含まれると解され得るとされていたが<sup>(35)</sup>、最終的には、条約の統一的解釈の要請の下、各締約国の判断に任せるとされた<sup>(36)</sup>。

改正民訴法は、消費者契約の範囲について特に限定がないため、消費者契約であればすべて同条の対象となる。ブラッセル I bis 規則の場合は、物品の割賦販売契約、分割償還可能な消費貸借契約または物品売買の財政的支援のために締結される信用提供契約を含めているが（同規則 17 条 1 項）、運送契約（旅行・宿泊込みのものは除く）（同規則 17 条 3 項）、不動産契約（同規則 24 条）、保険契約（同規則 10 条以下）は適用外とされている。このような制限規定のない日本の民訴法は、運送契約も含め消費者契約なら適用対象になり、ブラッセル I bis 規則に比べ適用範囲が広いと言える。不動産契約、賃貸借契約もその対象となる。

### ④ 訴えが提起できる消費者の住所地の範囲

民訴法 3 条の 4 は、訴えを提起することのできる消費者の住所地として、訴えの提起時の消費者の住所地または契約締結時の消費者の住所地と定めている。

すなわち、契約締結後、住所地を転居した場合にも、転居された住所地で事業者を訴えることができる。また、住所地を転居しても、消費者が望むなら契約締結時の住所地でも訴えを提起することが可能である。一方、事業者からの訴えの場合は、消費者の裁判所へのアクセス権を実質的に保障するために、消費者の現在の住所地でのみ提起することができる。

訴えが提起できる消費者の住所地の範囲を訴えの提起時における消費者の住所地又は常居所地管轄に固定する諸外国の立法例と比べると、日本は消費者保護のため住所地管轄を広く認めていることがわかる。例えば、韓国の場合には、消費者の現在（訴えの提起時）の常居所地で訴えを提起することができると規定しており<sup>(37)</sup>、ブラッセルⅠ bis 規則も、管轄合意がある場合の例外的な解釈はあるものの<sup>(38)</sup>、訴え提起時の消費者の住所地を基本的に想定している<sup>(39)</sup>。日本の場合、消費者は契約締結時の住所地でも訴えを提起することができ、提起できる住所地の範囲が広い。

## （2）民訴法3条の7

### ① 管轄合意の有効性の判断

管轄合意の有効性の判断については、前述したとおり諸説あるが、当事者間の意思表示としての合意自体の成立・効力については、仲裁合意の効力の準拠法と整合的に考え、当事者自治を認めるのが相当であろう。その際、当事者による明示の準拠法指定がない場合は、主契約の準拠法などを最密接関連地の判断の際に考慮することができよう。

一方、合意管轄地として指定されている法廷地が当該管轄合意を認め、当該事案を取り扱うか否かの判断、つまり、合意管轄の有効性の問題は、法廷地の国際民事訴訟法の下で判断されることになる。日本が合意管轄地となった場合は、民訴法3条の7の下で、合意管轄の有効性要件が判断される。すなわち、管轄合意には書面性が要求され（同条2項・3項）、合意された外国裁判所が、法律上又は事実上裁判権を行うことができない場合は、管轄合意は援用できない（同4項）。その上で、消費者契約における管轄合意の場合は、「将来において生ずる」消費者契約紛争について、①消費者契約締結時に消費者が住所を有

していた國の裁判所に訴えを提起できる合意であるとき、②消費者が当該合意に基づいて訴えを提起したとき、または事業者からの訴えに対し消費者が当該合意を援用した時に効力が認められる（同5項）。この規定によると、消費者契約紛争が生じた後の管轄合意は制限されることになる。また、契約文言上は専属管轄の定めになっていても弱者側の管轄選択の幅を不当に狭めないよう消費者側が合意を援用する場合を除き、原則として付加的管轄合意とみなされることになる<sup>(40)</sup>。ブラッセルⅠ bis 規則の場合、消費者と事業者との管轄合意は、①紛争が生じた後の合意か、②（紛争が生じる前の合意であれば）消費者が同条により合意された裁判所以外にも提訴ができるようにした場合、または、③消費者と事業者が契約締結時に同一の住所地又は常居所地にいたときの管轄合意のみ認められるとしており<sup>(41)</sup>、③以外は、日本と基本的に同一の規定となっている。

なお、前述のように<sup>(42)</sup>、民訴法3条の7の明文規定が設けられる前に形成された判断枠組みは改正民訴法の下でも生きていると解されているため、後述する公序法要件は改正民訴法の下でも判断されることになる。

## ② 公序法要件

改正民訴法の下での公序法要件については、民訴法3条の9の特別の事情の判断基準との関係で検討すべき点がある。これまで判例における公序法の判断基準をみてみると、同法3条の9の特別の事情の考慮要素である「事案の性質」「証拠の所在地」「応訴による被告の負担の程度」「その他の事情」に相当するようなものであった。同法3条の9は、日本に管轄が認められた訴えをのちに却下するための例外規定である。その反面、公序法要件は、専属的管轄合意の有効性を例外的に否定するための枠組みとして位置づけられるため、3条の9と同一の判断基準でいいのか、まず検討する必要があろう。

また、公序法の判断基準として、消費者と事業者の経済力の差を考慮しているかという問題もある。裁判例の中には、消費者と事業者の経済力の差を公序法の判断基準とし、消費者が財力のある個人投資家である場合など消費者に財力がある場合は、公序法に反しないとしたものがある（判例①、⑪。判例①では、消費者の財力を考慮し、外国での訴訟追行が困難でないはずだと判断している）。

改正民訴法は、消費者保護の観点から、同法の定める消費者や消費者契約に該当する場合は、改正民訴法上の特別管轄や管轄合意の制限に関する規定が適用されるとしている。この点を考慮すると、基本前提としては、消費者の財力に関係なく、契約の当事者が改正民訴法上の消費者、つまり、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）である以上は、特則における保護を受けるというべきであろう。この場合、消費者と事業者間の衡平の問題は公序法要件として判断するのかそれとも同法3条の9で判断するのかという問題がある。前述のように、公序法の肥大化の問題もあることを考慮すると、日本を合意管轄地として認めるか否かを判断する段階で公序法の発動を広くすることには問題があると思われる。同法3条の9の「特別の事情」で判断することが妥当なようにもみえるが、それについては、以下③で述べるような問題があり検討を要する。

### ③ 管轄合意と民訴法3条の9との関係

消費者保護のための特別管轄規定の適用が事業者の予測可能性を損なう結果となってしまったような場合は、民訴法3条の9で救済するしかないという議論があるが、管轄合意と同法3条の9との関係では注意すべき点がある。同法3条の9は、日本を専属的合意管轄地とする場合は適用しないとされているため、日本を専属的合意管轄地とする消費者契約の場合には、特別の事情の判断による管轄の却下は認められない、という点である。通常、消費者契約の場合、契約文言上は専属管轄と規定されていても消費者側が当該合意を援用しない限り、原則として付加的管轄合意とみなされる。しかしながら、同法3条の9が判断される段階では、すでに消費者が管轄合意を援用し専属的管轄合意として扱われている可能性が高い（3条の9の適用は、日本に管轄ありが前提となる）。そうすると、専属的管轄合意になるため、同法3条の9の適用対象にはならなくなる。例えば、財力のある消費者が日本を合意管轄地とする管轄合意を援用した場合、3条の9の適用対象とならなくなり、消費者の財力が、3条の9の下で考慮されることはなくなる。また、事業者側の訴えの場合も、消費者が管轄合意を援用する場合は、専属的管轄合意となるため、3条の9の対象にはならなくなる。

以上のように解すると、日本を専属的合意管轄地とする消費者契約の場合は、3 条の 9 の対象にならないという結果になり、事業者に不都合が生じる場合の救済<sup>(43)</sup>としての同条の役割は果たせなくなる。消費者保護と事業者利益のバランスを考えた場合、検討を要する部分であると考えられる。

### 3 その他の検討事項

ここでは、以上の検討に加えその他の検討事項として、準拠法ルールとの整合性の問題や外国判決の承認執行の際の間接管轄の問題を取り上げ論じる。そのうえで、今後の課題として改正民訴法の下での消費者保護と事業者利益とのバランスの確保や規定の実効性の問題について考察する。

#### (1) 準拠法ルールとの関係

日本の場合、準拠法と国際裁判管轄において保護される消費者の範囲が違うため、日本で管轄が認められた能動的消費者は、準拠法上の保護は受けられない可能性がある。すなわち、通則法上、保護される消費者は受動的消費者に限定されるため（同法 11 条 6 項）、自ら海外に赴いて事業者と契約をした日本の消費者（能動的消費者）は、その後日本で当該事業者を訴えようとする場合、消費者の所在地管轄として日本で管轄が認められても、通則法上の「消費者の常居所地法中の強行規定の適用」（同法 11 条 1 項）という準拠法上の保護は受けられないことになる。この限りでは、不完全な消費者保護とも言えよう。

EU の場合、準拠法に関するローマ I 規則の下では、受動的消費者のみ保護されると解されているが、国際裁判管轄に関するブラッセル I bis 規則は、能動的消費者も保護する方向で最近の判例が展開されていることは既に指摘したとおりである<sup>(44)</sup>。すなわち、事業者の活動の範囲について、両規則は同一な規定を置いているにも関わらず、両規則において「向けて」の解釈に違いがある。ローマ I 規則とブラッセル I bis 規則はその解釈において整合性が求められているため<sup>(45)</sup>、今後の帰趨が注目される<sup>(46)</sup>。

韓国の場合、保護される消費者の範囲は受動的消費者のみで準拠法と管轄で一致している。韓国の改正国際私法によると、事業者が、消費者自ら消費者の

常居所地以外で契約をするよう誘導した場合を除き、韓国から消費者が自発的に海外に赴いて事業者と取引をした消費者は、韓国で訴えを提起することはできない<sup>(47)</sup>。ただ、インターネットを介して韓国から海外の事業者と取引をした消費者は、事業者が韓国に向けて事業をしており、消費者の常居所地である韓国において注文を受けたことと解され得るので、消費者は事業者相手に韓国で訴えを提起することができる<sup>(48)</sup>。今後日本においても、保護を受ける消費者の範囲を準拠法と管轄で統一していくべきか、より検討を要するであろう。

## (2) 外国判決の承認執行との関係—間接管轄の問題

諸外国と比べ、消費者に対し手厚い保護規定を設けている日本の場合、外国判決で下された消費者契約訴訟を日本で承認執行する際、間接管轄と関連して注意を要する。外国判決の承認執行の要件のうち、間接管轄の要件は、日本のルールに基づいて判断されるため（民訴法118条1号）<sup>(49)</sup>、日本民訴法上の特別管轄規定が求めているような手厚い保護を消費者に与えていない場合、日本で承認執行が否定されてしまうのではないかという問題がよく指摘されている。しかしながら、実際には消費者保護の観点からはそれほど問題にはならないと考えられる。なぜなら、事業者の住所地を専属的合意管轄地とする管轄合意については、消費者保護の観点からそれを否定する国が多いし、たとえ判決国がそのような管轄合意を認め判決を下したとしても、その判決について間接管轄を理由に承認執行を否定することは、消費者保護の観点から大きな問題は生じないからである。また、当該外国判決が、例えば、事業者の活動内容と関連して「向けて」の解釈を広くし、消費者住所地管轄を認めた場合は、能動的消費者まで保護する日本のルールの下では間接管轄を理由に承認執行が否定されることはないと考えられる。

問題は、外国で日本の判決が承認執行される場面である。たとえば、韓国に赴いて消費者契約をした日本の消費者が、韓国の事業者を日本で訴えて得た判決は、韓国の間接管轄要件に引っかかることになる。つまり、韓国の管轄ルールの下では、受動的消費者のみ保護するため、能動的消費者も保護する日本の管轄ルールについては、間接管轄がないという判断を下すことになるのである

う<sup>(50)</sup>。

なお、2005 年採択された「管轄合意に関する条約」では消費者契約は条約の適用外とされていたが、2019 年の判決条約では消費者契約も適用対象とされた。同条約によれば、消費者契約の場合は、判決国に被告が書面や口頭により明白に同意を表明した場合にのみ承認執行されるとする<sup>(51)</sup>。

### (3) 消費者保護と事業者利益とのバランスの確保

日本の消費者保護のための特別管轄の範囲は、前述したとおり、能動的消費者も保護している点、事業者の活動に限定がない点、消費者契約の範囲が広い点、消費者の提訴できる住所地の範囲が広い点で、他の立法例と比べその保護範囲がかなり広い。このことは、事業者の予見可能性を損なうおそれが大きいということである。海外の事業者は日本の消費者の住所地で訴えられる可能性がより高くなり、事業展開に支障が生じるかもしれない。消費者の訴え提起時の住所地にも管轄が認められるため、契約締結時は隔地間の契約でなかった場合でも、日本で訴えられる可能性があり事業者には不利に働く。EU の場合は、事業者の活動に限定を与える形で事業者の予見可能性を保とうとしているが、日本の場合は、そのような規定が設けられていないため、日本に住所を有する消費者と契約をした外国の事業者は日本で訴えられる可能性がより高いと言える。電子商取引 (EC) を行う外国の事業者がネット上に日本の消費者を取引の対象としない旨の表示をし事業活動の範囲を限定したとしても、日本の消費者と契約をしてしまった以上は、そのようなネット上の限定が直ちに日本の裁判管轄から免れる要因になるかは確かではない。

日本法の下、事業者の利益の確保は、民訴法 3 条の 9 の「特別の事情」で行うしかない。手厚い保護規定を設けたことで、例外規定である同法 3 条の 9 の出番が多くなったことは残念である。現行法の下で、消費者保護と事業者利益とのバランスの確保は、同法 3 条の 9 の有効な活用にしかないと思われるが、前述したとおり、事業者と消費者間で管轄合意があって、それが専属的管轄合意と解される場合には、同法 3 条の 9 は適用される可能性がないことにも注意する必要がある。

一方、この手厚い保護規定が、その実効性の面で消費者のためになっているか検討する必要がある。つまり、外国の事業者が日本の消費者に対して、例えば、日本で訴えを提起する際は、これらの規定は有効に働く場面があるが、逆に、日本の個人消費者が外国の事業者（オンライン事業者を含む）を日本で提訴することはあまり考えられないからである<sup>(52)</sup>。

紛争解決における消費者保護のためには、管轄規定だけに頼らず、別途の紛争解決システムを構築する必要があり、今後議論を深めていく必要があるであろう。

### おわりに

本稿は、国際裁判管轄立法から 10 年を振り返る意味で、平成 23 年改正民事訴訟法において新たに設けられた消費者契約の特別管轄規定や消費者契約における管轄合意の例外規定を中心に考察した。まず、改正民訴法施行後に登場した消費者契約事案の裁判例を取り上げ、そこで見られる主な争点として、管轄合意の準拠法の問題、専属的管轄合意に関する公序法要件の判断、別件訴訟での管轄に関する意思表示の扱い、消費者契約における訴えの客観的併合の問題について検討した。管轄合意の準拠法については、合意管轄の有効性要件と異なり、合意自体の実質的成立に関する問題であるため当事者自治により判断すればいいと考えられる。また、合意管轄の有効性要件のうち、公序法要件については、改正民訴法の下でも考慮されるとされるが、公序法要件の肥大化の観点から検討を要する。客観的併合と関連しては、事業者と消費者間で専属的管轄合意がある場合にも請求間密接関連性だけで併合管轄を認めていいかという観点からの検討も必要であろう。

以上の検討を踏まえ、消費者契約の特別管轄規定としての同法 3 条の 4、3 条の 7 について、比較法的な観点から検討を行った。日本の場合、特別管轄規定が適用される消費者の範囲が能動的消費者も含む形で広く認められており、消費者契約の範囲も広い。また事業者の活動範囲にも制限がないため、EU でみられるような「向けて」の解釈の問題も生じない。さらに消費者は契約締結時の住所地に加え、その後変更された住所地でも提訴できるなど、他の立法例

と比べ、消費者のための手厚い保護規定を設けている。その反面、事業者の利益の考慮は、例外規定である同法 3 条の 9「特別の事情」で行うしかなく、予測可能性の問題がある。また、同法 3 条の 9 との関係では、事業者と消費者間で管轄合意があって、それが専属的管轄合意と解される場合には、同法 3 条の 9 は適用されない可能性もあるので、注意する必要がある。また、その他の問題として、消費者契約の特別管轄ルールと準拠法ルールとの関係や整合性の問題、外国判決の承認執行における間接管轄の問題として外国で日本の消費者契約関連判決が承認執行される場合の問題もある。

一方、規定の実効性の面から、日本の個人消費者が外国の事業者（オンライン事業者含む）を日本で提訴することはあまり考えられないので、せっかくの保護規定が実際には活用されていないという問題もある。紛争解決における消費者保護のためには、管轄規定だけに頼らず、別途の紛争解決システムの構築が必要かもしれない。

特別管轄規定の下で消費者保護と事業者利益のバランスを如何に確保していくかまた規定の実効性を如何に高めるかあるいは国際的な消費者保護のための別途の紛争解決システムを如何に構築していくかという問題については、今後より議論を深めていく必要があるであろう。

【付記】本稿は、2021 年 6 月 13 日(日)に開催された国際私法学会第 134 回（2021 年）研究大会のシンポジウム「国際裁判管轄立法から 10 年」における筆者の報告「消費者契約の特別管轄—民訴法 3 条の 4、3 条の 7 を中心に」を加筆修正したものであり、JSPS 科研費 18K01281 の助成を受けたものである。

- (1) 本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一「国際民事訴訟法（第 2 版）」（有斐閣 2012）72 頁。
- (2) 原審判決の評釈として、加藤紫帆〔判批〕ジュリスト 1462 号（2014）128 頁。高杉直・WLJ 判例コラム 9 号（2013）。
- (3) 本件の評釈として、中西康・国際私法判例百選（第 3 版）82 頁。
- (4) 本件の評釈として、長谷川俊明〔判批〕国際商事法務 42 卷 10 号（2014）1538 頁、植松真生〔判批〕私法判例リマーカス 51 号（2015）148 頁、中野俊一郎〔判

批) 平成 26 年度重要判例解説 ジュリスト臨時増刊 1479 号 (2015) 302 頁。

(5) 本件の評釈として、金彦叔〔判批〕 ジュリスト 1510 号 (2017) 138 頁。

(6) 本件の評釈として、樋崎みどり〔判批〕 ジュリスト 1543 号 (2020) 134 頁。

(7) 本件について、吉川英一郎「国際消費者契約をめぐる裁判例に関する考察——東京高判平成 29 年 6 月 29 日及びその原判決について」同志社商学 71 卷 (2019) 1 号 65 頁以下参照。

(8) 原審 (東京地裁平成 26 年 1 月 14 日判時 2217 号 68 頁) は、公序法要件に反しないとし管轄合意の有効性を認めていた。

(9) 溜池良夫・海事判例百選 203 頁。

(10) 加藤・前掲注 2) 131 頁。

(11) 最判平成 9 年 9 月 4 日民集 51 卷 8 号 3657 頁。仲裁法 44 条 1 項 2 号, 45 条 2 項 2 号。

(12) 高桑昭=道垣内正人編『新・裁判実務体系(3) 国際民事手続法』(青林書院 2002)〔神前禎〕 141 頁では、「法例 7 条によって定められた管轄合意自体の準拠法によって判断すべきであろう」としている。

(13) 道垣内正人『国際契約実務のための予防法学』(商事法務 2012) 205 頁。

(14) 判例③は、タイ王国の裁判所を専属管轄裁判所とする管轄合意について、契約当事者、契約締結地、義務履行地、投資対象のいずれの点からも、日本の裁判所の管轄を排除し、タイ王国の裁判所のみを管轄裁判所とすべき合理的な理由を何ら見いだしえず、同合意の効力を認めた場合の原告らの負担が非常に大きいものであることが容易に推認できる以上、甚だしく不合理であり、公序法に違反し、無効であると判断している。

(15) 神戸地判昭和 38 年 7 月 18 日民集 29 卷 10 号 1571 頁、大阪高判昭和 44 年 12 月 15 日民集 29 卷 1585 頁、最判昭和 50 年 11 月 28 日民集 29 卷 10 号 1554 頁。

(16) 同事件 1 審判決。なお、横溝大「外国裁判所を指定する専属的管轄合意と強行的適用法規」法曹時報 70 卷 11 号 (2018 年) 2991 頁は、同事件最高裁の判断は、当該合意が「公序法」に違反するか否かという点であって、我が国の「公序法」を潜脱しようとしたものか否かという点ではないということを指摘している。

(17) 中西康・私法判例リマーカス 54 号 (2017) 148 頁、加藤・前掲注 2) 130 頁、樋崎・前掲注 6) 137 頁。

(18) 中西康 外『国際私法 (第 3 版)』(有斐閣 2022) 169 頁。

(19) 上記の判例例では、「管轄合意の書面は、1 通の書面であることを要せず、申込みと承諾を別個の書面ですることもできると解されるから、上記合意が同条第 2

項により効力を否定されることはない。」と判断している。

(20) 本間・前掲注 1) 70 頁。

(21) 金・前掲注 5) 140 頁。

(22) 楠崎・前掲注 6) 135 頁。

(23) 通則法 11 条 6 項。

(24) 2022 年 7 月 5 日から施行される韓国改正國際私法 42 条 1 項は、消費者契約の国際裁判管轄について以下のように規定している。

第 42 条（消費者契約の管轄）①消費者が自身の職業又は営業活動以外の目的で締結した契約として、次の各号のいずれかに該当する場合は、大韓民国に日常居所がある消費者は契約の相手方（職業または営業活動として契約を締結する者をいう。以下‘事業者’という）に対し、法院に訴えを提起することができる。

1 事業者が契約の締結に先立って消費者の日常居所がある国家（以下、‘日常居所地国’という）で広告による取引の勧誘等職業若しくは営業活動を行うか、消費者の日常居所地国以外の地域から消費者の日常居所地国に向けて広告による取引の勧誘等職業若しくは営業活動を行い、その契約が事業者の職業活動若しくは営業活動の範囲内に属する場合

2 事業者が消費者の日常居所地国において消費者の注文を受けた場合

3 事業者が消費者自ら消費者の日常居所地国でない国家に赴いて注文をするよう誘導した場合

(25) REGULATION (EU) No 1215/2012 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast). (以下、Brussels I bis という)

Art.17.1 In matters relating to a contract concluded by a person, the consumer, for a purpose which can be regarded as being outside his trade or profession, jurisdiction shall be determined by this Section, without prejudice to Article 6 and point 5 of Article 7, if :…<中略>…

(c) in all other cases, the contract has been concluded with a person who pursues commercial or professional activities in the Member State of the consumer's domicile or, by any means, directs such activities to that Member State or to several States including that Member State, and the contract falls within the scope of such activities.

(26) REGULATION (EC) No 593/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations (Rome I).

Art 6. 1 Without prejudice to Articles 5 and 7, a contract concluded by a natural person for

a purpose which can be regarded as being outside his trade or profession (the consumer) with another person acting in the exercise of his trade or profession (the professional) shall be governed by the law of the country where the consumer has his habitual residence, provided that the professional:

- (a) pursues his commercial or professional activities in the country where the consumer has his habitual residence, or
- (b) by any means, directs such activities to that country or to several countries including that country, and the contract falls within the scope of such activities

(27) CJEU Case C-190/11 Judgment of the Court of 6 September in Mühlleitner, ECLI:EU:C:2012: 542.

(28) CJEU Case C-281/12 Judgment of the Court of 17 October 2013 in Emrek, ECLI:EU:C:2013:666.

(29) 中間試案の検討段階において、現行3条の4第1項に、プラッセルI規則15条1項(c)の規定を参考にした限定を付すべきとの提案として、神前禎「消費者契約及び労働関係の訴えに関する国際裁判管轄」ジュリスト1386号45頁がある。

(30) 木棚照一「国際私法」(成文堂2016)373-374頁。

(31) なお、事業者と消費者間で管轄合意がある場合には、3条の9との関係で検討すべき点がある。後述の2(2)(3)の管轄合意と民訴法3条の9の関係も参照されたい。

(32) 前掲注25) 参照。

(33) CJEU Case C-508/12.

(34) Convention of 2 July 2019 on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil or Commercial Matters.

(35) Forth Meeting of the Special Commission on the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments, 24-19 May 2018, at p.43, para.196.

(36) The explanatory Report on the Convention of 2 July 2019 on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil or Commercial Matters Explanatory Report by Text adopted by the Twenty-Second Session, at p.108, para.222. 「This raises the question whether consumer to consumer contracts are included under paragraph 2. As the Twenty-Second Session did not discuss this issue, it will need to be determined by courts applying the Convention, guided by the Convention's objective of uniform application as expressed in Article 20.」

(37) 前掲注24) 参照。

(38) Brussels I bis Art19 (3). 後掲注33) 参照。消費者と事業者が契約締結時における両者の同一住所地または常居所地を合意管轄地とした場合には、消費者がその後

転居しても、その合意管轄地国の法に反しない限り、契約締結当時の住所地または常居所地で訴えを提起することができる。これは事業者の場合も同様で、事業者が転居してもその国の法に反しない限り契約締結時の消費者の住所地または常居所地で訴えを提起することができる。Vesna Lazic “Procedural Position of a ‘Weaker Party’ in the Regulation Brussels Ibis” in V.Lazic, S.Stuif ed., *Brussels Ibis Regulation-Changes and Challenges of the Renewed* Springer 2017, p 63.

(39) Brussels I bis Art18 1. A consumer may bring proceedings against the other party to a contract either in the courts of the Member State in which that party is domiciled or, regardless of the domicile of the other party, in the courts for the place where the consumer is domiciled.

(40) 本問 外・前掲注 1) 72 頁。

(41) Brussels I bis Art19 The provisions of this Section may be departed from only by an agreement: (1) which is entered into after the dispute has arisen; (2) which allows the consumer to bring proceedings in courts other than those indicated in this Section; or (3) which is entered into by the consumer and the other party to the contract, both of whom are at the time of conclusion of the contract domiciled or habitually resident in the same Member State, and which confers jurisdiction on the courts of that Member State, provided that such an agreement is not contrary to the law of that Member State.

(42) 前掲注 18) の本文。

(43) たとえば、被告である事業者が零細事業者である場合である。

(44) インターネットのような新しいコミュニケーション手段の登場が「向けて」の解釈に影響していることが見受けられる。Tobias Lutzi, *Private International Law Online*, Oxford 2020 p.100.

(45) Rome I Recital (7), Recital (24) 参照。Recital (24) は「ブリュッセル I 規則との調和を維持するために、消費者保護規範の適用の要件として、向けられた活動との基準と、ブリュッセル I 規則と本規則中のこの基準が統一的に解釈される必要性が指示される」としている。

(46) 消費者保護のための特則は、ブラッセル条約（同条約 13 条 - 15 条）が先に導入し、その後ローマ条約 5 条がそれを受け継いだ。この点が今後の議論にも影響するか注目される。

(47) 韓国改正国際私法 42 条 1 項 3 号。前掲注 24) 参照。

(48) 韓国改正国際私法 42 条 1 項 1 号乃至 2 号。前掲注 24) 参照。

(49) 間接管轄の審査基準については、直接管轄基準と同一かが問題となり、多数説

の同一説（鏡像理論）と有力説の非同一説があるが、いずれも直接管轄の基準に照らして判断する点では変わりがない。中西 外・前掲注18) 192頁。

50 韓国民事訴訟法 217条1項1号は、外国裁判の承認執行の要件として、「大韓民国の法令または条約により、国際裁判管轄の原則上その外国裁判所に国際裁判管轄が認められること」を定めている。

(51) Convention of 2 July 2019 on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil or Commercial Matters

Art 5.2. If recognition or enforcement is sought against a natural person acting primarily for personal, family or household purposes (a consumer) in matters relating to a consumer contract, or against an employee in matters relating to the employee's contract of employment –

(a) paragraph 1 (e) applies only if the consent was addressed to the court, orally or in writing;

1 (e) the defendant expressly consented to the jurisdiction of the court of origin in the course of the proceedings in which the judgment was given;

52 平成28年度に導入した「消費者団体訴訟制度」の活用を検討する余地はあるが、外国事業者に対して、一般消費者の代わりに消費者団体が訴訟を提起する際、消費者団体を民訴法3条の4の消費者として扱えるかという問題は別途あるであろう。